

<原著論文>日本の大学における軍事的安全保障研究への取組と今後の課題

著者	新谷 由紀子
雑誌名	文理シナジー
巻	24
号	1
ページ	21-40
発行年	2020-04
URL	http://hdl.handle.net/2241/00160148

原著論文

日本の大学における軍事的安全保障研究への 取組と今後の課題

新谷 由紀子

筑波大学 〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1

概 要

2015年度に防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」が発足したことを受けて、日本学術会議は2017年に軍事目的のための科学研究を行わない旨の過去に発した声明を継承することを表明するとともに、大学等の各研究機関に対して軍事的安全保障研究についての審査制度を設けるよう要請した。一連の経緯や各大学における対応についてまとめるとともに、軍事的安全保障研究に関わる論点整理を行った。そして、大学が本来担うべき役割や理念から、軍事的安全保障研究に関連して、大学の基盤的研究費の充実、科学者の倫理教育の充実、研究成果の軍事利用について審査する組織の設置、研究者コミュニティの強化などの提言を行った。

1. はじめに

2017年3月24日に日本学術会議は、「軍事的安全保障研究に関する声明¹⁾」を発表した。背景には2015年度に防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」が発足したことがあげられる。この新たな研究助成制度が将来の装備開発につなげるという明確な目的があり、同庁内部職員が研究の進捗管理を行うことなどに危機感を募らせたものであると考えられる。日本学術会議は、1950年と1967年に科学者コミュニティの戦争協力への反省から軍事目的のための科学研究を行わない声明を発していたが、近年、再び学術と軍事が接近しつつある中で、日本学術会議が軍事的安全保障研究に対してどのような態度を取るのかが注目されていた。結局、日本学術会議は過去の二つの声明を継承するという立場を明確に打ち出すとともに、大学等の各研究機関は、軍事的安全保障研究の適切性について技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきであるとした。これにより、日本の大学や個々の研究者は軍事的安全保障研究についての態度を明確にすることを迫られることとなった。本稿では、日本学術会議の声明及び報告書を検討するとともに、その後の各大学のこの問題への取組の状況を分析し、また、安全保障技術研究推進制度への応募の是非を含めた軍事的安

(令和2年1月7日受付、令和2年3月20日受理)

全保障研究に関わる論点整理を行い、大学が本来担うべき役割や理念から、軍事的安全保障研究にどう対応するべきかを論じることとした。

2. 防衛装備庁安全保障技術研究推進制度について

2.1 安全保障技術研究推進制度創設の背景

阿曾沼（防衛庁技術振興官付技術振興官補佐）²⁾によると、防衛省では、技術研究本部が2001年度から国内の大学・独立行政法人等との関係強化を図りつつ資金提供は原則行わない形態で共同研究を実施しており、2015年1月1日までに32件の研究協力が締結されたという。一方、2013年12月17日付けの「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱³⁾」及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）⁴⁾」において、「安全保障の観点／視点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用し得るよう、先端技術等の流出を防ぐための技術管理機能を強化しつつ、大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る。」とされ、これらを踏まえて防衛省の「防衛生産・技術基盤戦略」（2014年6月）に、「防衛装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望である芽出し研究を育成するため、その成果を将来活用することを目指して、防衛省独自のファンディング制度について、競争的資金制度をひな形に検討を行う」⁵⁾と盛り込まれた。阿曾沼は、「このように、ファンディング制度導入の機運が高まり、その結果、平成27年度より新たな施策として安全保障技術研究推進制度が創設された」²⁾という。毎年閣議決定している「科学技術イノベーション総合戦略」にも、2015年度以降防衛省の役割が明記されるようになる。また、第5期科学技術基本計画でも、「国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する」⁶⁾と記載された。阿曾沼は、「防衛省として新たにファンディング制度を運用し、独自の視点から研究テーマを設定して先端的な分野の研究を推進することは、当然ながら防衛装備品の高度化が主目的である」²⁾と述べている。

2.2 安全保障技術研究推進制度の概要

防衛装備庁のウェブサイトには、安全保障技術研究推進制度の概要として、「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募するもの」⁷⁾と記載されている。次章に詳説するが、日本学術会議等の指摘を受けて、2015年の同制度の創設以降現在に至るまでに公募要領等の修正・変更が行われてきており、この内容については池内⁸⁾の著書に詳しい。現時点での公募要領の最新版（令和元年度2次募集）⁹⁾ やリーフレット¹⁰⁾によると、応募資格は大学、独立行政法人、民間企業、公益法人などの機関で、研究代表者は日本国籍を有することが条件とされている。また、研究課題は3種類に分類されており、大規模研究課題（タイプS）が最大5年で最大20億円／5年、小規模研究課題のうちタイプAは最大3年で最大3,900万円／年、タイプCが最大3年で最大1,300万円／年とされている。採択件数と予算の詳細は後述するが、過去採択件数実績は年間9～21件（図3）、予算は年間3億～110億円（図6）である。研究テーマは

あらかじめ指定されており、最新の公募要領では、「人工知能活用のための安全性・柔軟性確保に関する基礎研究」外 28 件のテーマを募集している。防衛省内で将来の技術動向や行政ニーズに基づいて発案され、防衛省自らが行うことが難しいテーマが選ばれる²⁾。研究成果の公表は制限されないが、公表の際はあらかじめ防衛装備庁への通知が義務付けられている。また、研究成果については特定秘密その他秘密に指定することはない。研究期間終了後に研究成果活用状況についての追跡調査等への協力をすることが条件とされている（要する費用については本制度の直接経費での支出は不可）。さらに防衛装備庁側の担当者として、プログラムオフィサー（PO）が必要に応じて研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行う（指導については防衛装備庁側の運用統括職員（PD）が不正の防止の必要があると認めた場合）。PO が研究実施者の意思に反して研究計画を変更させることはない。知的財産権は日本版バイ・ドール規定¹⁾を踏まえて研究実施機関に帰属させることができる。しかし、購入した備品、資産及び防衛装備庁が指定する試作品等の所有権は防衛装備庁に帰属する（一般的な競争的資金では所有権は受託機関に帰属する。）。

3. 日本学術会議の軍事的安全保障研究に関する声明及び報告書について

3.1 日本学術会議の軍事的安全保障研究に関する声明及び報告書の概要

「学者の国会」といわれる日本学術会議（1949 年創設）は、科学者コミュニティの過去の戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念を背景に、1950 年に「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明¹¹⁾」を、また 1967 年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行なわない声明¹²⁾」を発表した。しかし 2015 年度に防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」が発足したことなどを受けて、2016 年 5 月、日本学術会議は「安全保障と学術に関する検討委員会」を設置する。そして 2017 年 3 月には過去の二つの声明を継承するとした声明「軍事的安全保障研究に関する声明¹⁾」を、同年 4 月には同委員会の検討と同年 2 月に開催した学術フォーラムの議論を踏まえて取りまとめた報告「軍事的安全保障研究について¹³⁾」を発表する。当該報告では A4 判 1 枚の分量の前者の声明についてより踏み込んだ解説や問題点の整理をしているが、以下のような点が挙げられている。

- ①安全保障概念は大きく国家の安全保障と人間の安全保障に区分され、さらに前者が政治・外交的な手段による安全保障と軍事的な手段による安全保障とに区分される。このうち、軍事的な手段による国家の安全保障の分野にかかわる研究をここでは軍事的安全保障研究と呼ぶ。日本における防衛装備技術の研究もここに含まれる。
- ②防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015 年度発足）は、研究委託の一種であり、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入

¹⁾ 1980 年、アメリカでは政府資金による研究開発から生じた特許権等を国ではなく大学や民間企業等に帰属させることを骨子としたバイ・ドール法を成立させた。これを参考にして、日本でも産業活力再生特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）30 条により、国の委託研究開発に関する知的財産権について、開発者である大学等に帰属させるようになった。これがいわゆる日本版バイ・ドール規定である。現在では改正により産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）17 条に規定されている。

の度合いが大きい。

- ③軍事的安全保障研究に含まれるのは、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である。範囲が広く、どこまで含まれるか判断が特に難しいのはウ) のカテゴリであり、慎重な対応が求められる。また、自衛目的の技術と攻撃目的の技術との区別は困難な場合が多い。さらに、研究の「出口」を管理しきれないからこそ、まずは「入口」において慎重な判断を行うことが求められる。
- ④学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、科学者コミュニティによって共有され、相互に参照されることが重要である。軍事的安全保障研究については、研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密性の保持が高度に要求されがちであり、アメリカ等の研究状況に照らしても、自由な研究環境の維持について懸念がある。
- ⑤大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究環境や教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究については、その適切性について、目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。
- ⑥一般に軍事関係予算は経済合理性等による制約を受けにくいので、軍事的安全保障研究予算が拡大することで、他の学術研究を財政的にいっそう圧迫し、ひいては基礎研究等の健全な発展を妨げるおそれがある。学術の健全な発展のためには、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生的な研究資金を充実させて行くことが必要である。

3.2 日本学術会議のアンケート調査

日本学術会議では2018年2月9日～同3月20日にかけて「日本学術会議〈軍事的安全保障研究に関する声明〉についてのアンケート」という調査を実施している¹⁴⁾。調査対象は全国の国公立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、民間の独立の研究機関のうち、①科研費の交付金額の多い上位150位までの大学・研究機関、②①以外のすべての国立大学、③①以外のすべての国立研究開発法人、合計183機関である。回答があったのは135機関で、回収率は74%となっている。この調査結果に基づき、回答のあった国公立大学(85校)、私立大学(31校)及び大学共同利用機関(6機関)、計122機関の回答の一部について作図したものが図1、2、5である。まず図1は「「声明²⁾」は、「大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」と提言しています。貴研究機関では、この提言をうけて、何らかの審査制度を設けたり検討したりしていますか。(あてはまる番号を1つお選びください)」という設問の結果である。「審査制度についてとくに検討していない」が38%と最も多いが、「「声明」をきっかけに、新たに審査制度を設けるかどうかを検討中」(36%)や「「声明」をきっかけに、新たに審査制度を設けた」(14%)など、合わせると50%の大学等が声明に反応して行動を起こしている。また、すでに「「声明」が出される前から、同種の審査

²⁾ 日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明¹⁾」のこと。この節において以下同じ。

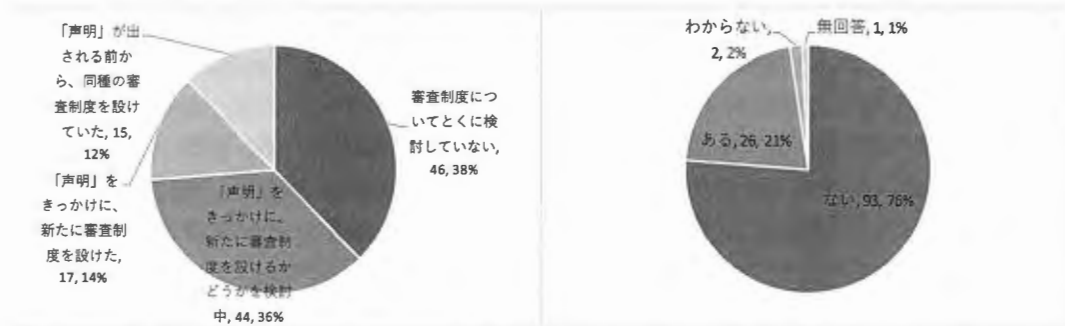


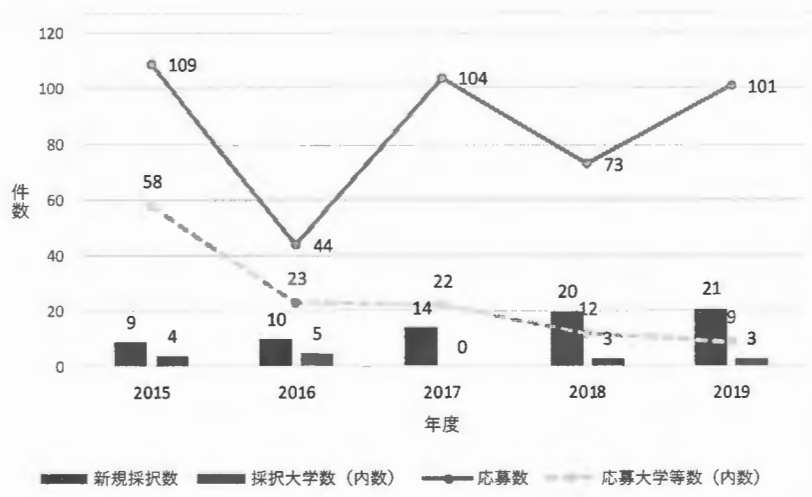
図1 軍事的安全保障研究についての審査制度の有無

図2 「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めた事例の有無

制度を設けていた」大学等は12%存在しており、この時期軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究に何らかの対応をしている大学等の方が結果として62%と多くなっている。

図2は、「貴研究機関では、これまで、「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことがありますか。(あてはまる番号を1つお選びください) ※貴機関の研究者が研究代表者である場合のほか、他機関の応募に研究分担者として参加する場合も含めてお答えください。」という設問の回答で、「ない」という回答が76%となっている。

防衛装備庁の発表¹⁵⁾によれば、2015年度以降の全体及び大学等(大学、高等専門学校及び大学共同利用機関)の応募及び新規採択の実数は図3のとおりである。2015年度の同



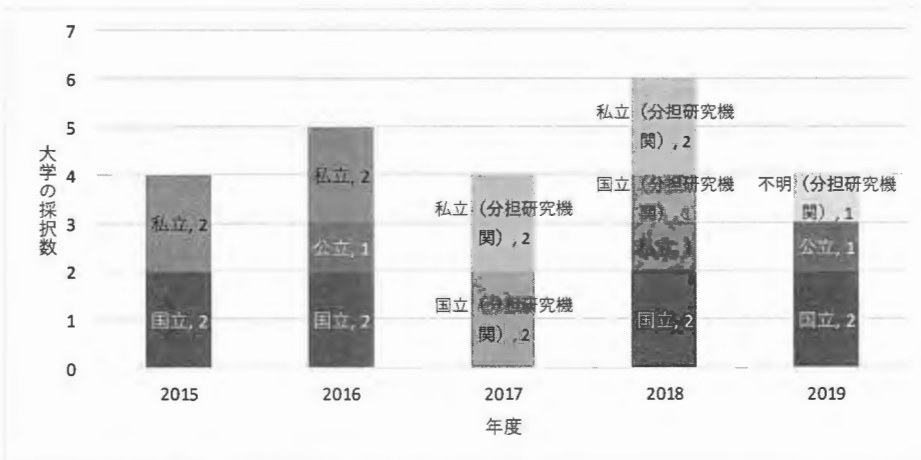
- ※ 「大学等」とは、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関を指す。
- ※ 採択機関の分担研究機関として別途次の大学数が関与→2017: 4大学(内1大学は2件に関与)、2018: 3大学、2019: 1大学。研究実施者の所属機関を「研究実施機関」、研究代表者が所属する研究実施機関を「代表研究機関」、「代表研究機関」以外の研究実施機関を「分担研究機関」というが、図が示すのは代表研究機関の数である。
- ※ 2019年度は大規模研究課題(タイプS)の2次募集が行われており、その応募・採択件数を含む。

図3 安全保障技術研究推進制度への応募・採択状況

制度創設当初は全体の応募数が最も多く（109 件）、大学等の応募数も 58 件に上っていたが、2016 年 5 月に日本学術会議が安全保障と学術に関する検討委員会を設置したことや、新聞報道¹⁶⁾でも徐々に取り扱われるようになったことが影響したかどうかは不明であるが、2016 年度は全体の応募数も大学等の応募数も急激に減少している。また、2017 年 3 月に日本学術会議の声明が発表され、大学等の応募数は減少傾向にあるが、全体の応募数は盛り返しつつある。大学の採択数は最大 5 件（2016 年度）、最小 0 件（2017 年度）となっており、全採択数の 0%～50%の割合で採択されている（平均：20%）。

採択された大学を分担研究機関としての参加を含めて国立、公立、私立別に件数を示したものが図 4 であるが、採択・参加は国公私立大学全体に及んでいる。

図 5 は「貴研究機関では、「安全保障技術研究推進制度」への応募に関して何らかの方針（ガイドライン）や審査手続等を設けていますか。（あてはまる番号を 1 つお選びください）」という設問の回答で、「方針（ガイドライン）や審査手続等がある」が 34%と最も多くな



※ 2017 年度のみ、1 国立大学が採択課題 2 件に分担研究機関として参加しているが、これは 1 大学として数えている（全体として 4 大学が参加）。

図 4 安全保障技術研究推進制度採択大学数の大学種別推移（分担研究機関としての参加を含む）

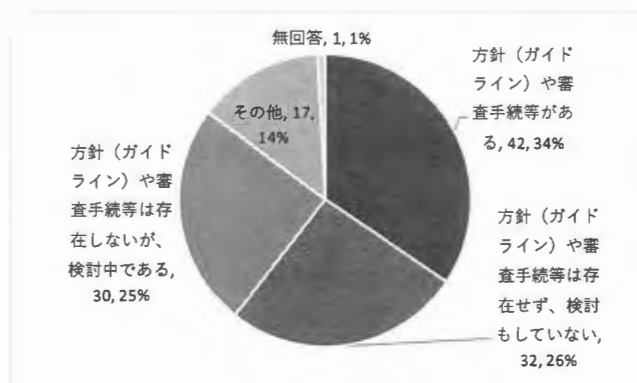


図 5 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続の有無

っている。「方針(ガイドライン)や審査手続等は存在せず、検討もしていない」は26%と2番目に多いが、「方針(ガイドライン)や審査手続等は存在しないが、検討中である」(25%)と審査手続等があるとの回答を合わせると59%となり、約6割は安全保障技術研究推進制度応募の審査手続等の整備に努めているということがわかる。

なお、日本学術会議では、当該大学・研究機関対象のアンケート調査のほかに、2020年1月28日締め切りで軍事的安全保障研究に関する学術研究団体へのアンケート調査も実施した。現時点で調査結果は発表されていないが、研究成果発表の出口となる学会の動向も注視するべきであろう。

4. 大学の理念や現代社会における役割と軍事的安全保障研究に対する考察

前章までで日本の安全保障に関する政治的な動向、それを受けた防衛省の大学等を対象とした研究制度の創設、それらに対応する形での日本学術会議の声明発表や大学の取組状況等を概観したが、これらの現状認識に基づいた軍事的安全保障研究についての考察を行う前提として、一般に「軍事研究」というと、用語の定義自体が争点の一つとなるため、引用を除き、基本的には日本学術会議の声明に定義のある「軍事的安全保障研究」(3.1の①)の用語を用いて検討する。また、日本学術会議の声明はすべての科学者が対象となっているが、大学の科学者を対象として検討する。その理由は、憲法23条が「個人の人権としての学問の自由のみならず、とくに大学における学問の自由を保障することを趣旨としたもの」¹⁷⁾であり、大学は特別に学問の自由を保障されており、特に大学の存在意義の観点から、大学の科学者が時の政治に左右される問題点について検討を行うためである。

4.1 マンハッタン計画と科学者の倫理意識

“scientist”という語を提案したのはイギリスの哲学者ウィリアム・ヒューエル(1794-1866)であり¹⁸⁾、「職業としての科学者」が成立するのは19世紀といわれている¹⁹⁾。「科学者が、科学者共同体の内部においてのみ行動規範を考慮し、その同僚たちに対してのみ科学者としての行動の責任を負い、そうした閉鎖的共同体に閉じ込められてよしとする状態に対して、最初の、重要な衝撃となった例は、核兵器の開発であり、それが物理学者たちの一部に与えたものだった」¹⁸⁾と村上が記載しているように、第二次世界大戦中のアメリカの原子爆弾製造計画であった「マンハッタン計画」(1942~1945)と、その後の核兵器廃絶と科学技術の平和利用を訴えた「ラッセル・アインシュタイン宣言」(1955)などの一連の出来事は、科学者の軍事的な研究に対する倫理を問う重要なものとして知られる。内井によれば、マンハッタン計画に参加したシカゴの科学者7名が、1945年6月に陸軍長官あてに作成したフランク・リポート(フランク報告)こそ、科学者の責任についての近年の論議の一つの原点であり、ここに述べられた見解はラッセル・アインシュタイン宣言やそれを引き継いだ世界の科学者による「パグウォッシュ会議」(1957年7月~)の考え方と基本的には同じであるという。すなわち、「フランク・リポートでは、科学者の「職務」や「なすべきこと」を決める際の原則として、より一般的な「人びとに重大な被害をもたらさないこと」という基準をもちだし、それに則って考えるとリポートで提示するような勧告が出てくる、と主張している。要するに、自分の研究分野でそのような被害が予想できるときは、科学者にはそのことを社会の人びとに知らせる義務がある。なぜなら、その分

野の専門家である科学者をおいて、そのような予見ができる者はいないからである」¹⁹⁾ という見解である。

フランク・レポートを始めとする当時の科学者の警告文からは、大量破壊兵器である核兵器が開発されてしまった後の現実の使用に関する当時の極めて緊迫した状況がうかがえる。つまり、ラッセル・アインシュタイン宣言²⁰⁾でも「将来の世界戦争においてはかならず核兵器が使用されるであろう」という観点から、「問題は戦争によって解決されてはならない」という結論を導き出している。ラッセル・アインシュタイン宣言の末尾に、世界の諸政府に対して、「あらゆる紛争問題の解決のための平和的な手段をみいだすよう勧告する」と記したのは、そもそも原子爆弾の開発をアメリカの大統領に進言したアインシュタイン自身が、核兵器という科学が生み出した現実の大量破壊兵器に接して初めて、そもそもの紛争の武力による解決の愚かしさに気が付いたということは容易に推測できる。

4.2 現代に求められる大学の社会的責任—ヤスパースの説く『大学の理念』

2章に示したとおり、現在は政治的状况によって日本の防衛力の整備が促進されている。こうした中で、軍事的安全保障研究をどのようにとらえて行動するかは一人一人の科学者の責務であるが、一方で、それとは別に、それは大学という組織が考えなければならない課題でもある。なぜなら、大学は、憲法23条により学問の自由を保障され、かつ、その制度的保障として大学の自治が認められているという特別の存在だからである。

それでは、大学の本質は何か、ということについては、ドイツの実存哲学者カール・ヤスパース(1883-1969)の『大学の理念』の記述²¹⁾が有名であり、現代に求められる大学の姿であると言ってもよい。同書の訳者あとがきに、「ヤスパースが本書を執筆したのは、ドイツ国民にとっては痛恨の国家的犯罪の吹き荒れた第二次世界大戦が終結を見て間もなくのことであった。その犯罪の嵐は、大学を取り巻く外側の生活世界に破壊的な猛威を振るっただけでなく、大学の内部に対しても、特にそこに集う人々の精神の内面に致命的な傷跡を残したのであった」²¹⁾とあるとおり、同書では第二次世界大戦下での大学の歴史的な反省をもとに大学論が展開される。ヤスパースは、「大学においては、そこでは真理を獲得する使命だけを担う人々が、教師と学生として会合することが出来るのです。何故なら、無条件の真理探求がどこかにか成り立っているということは、人間の人間としての要求に他ならないからです」²¹⁾とし、大学は真理の探求をその本質とするが、大学は国家によって成り立ち、大学の存立は政治に制約されているということも十分認識しながら次のように述べる。「実際、国家と大学との間には、ほぼ始終緊張があり、しばしば闘争があるので。こうした闘争にあっては、国家は、明白に優勢を保っているものです。大学は国家に依存しているのです。国家は大学を否定することも出来るのです。(中略)大学は、自分が何であり、何を欲するかを明白に示さなければならないのです。大学の本分は、一切の権力をもたない真理を通してのみ、国家が大学に従うように強いることなのです。闘争に代わって、こうした精神的な戦いが、かえって国家と大学との協力に貢献することになるのです」²¹⁾つまり、国家に支えられている大学は、国家に依存しているが、国家に盲従するのではなく、真理の探求という原初的な人間の心の源泉に根差した研究者の活動を基盤にして、ときには国家の方針が真理に照らして誤っていると判断されるときには支えられている国家に対しても反対を表明する、といったことがむしろ重要な大学の役割として国家からも求められているということである。真理の探求の活動の中で科学者としての価値

的な判断が時に困難な場合は人文・社会系の研究者とともに議論し大学の理念を形成していくことは重要である。このような特質を持つ組織は大学を置いて外にはないといえる。逆に言えば、ヤスパースの指摘するとおり、国家側の適切な対応が求められる。「国家の利害が直接大学の生命に干渉するならば、国家管理は、大学にとって危険なものとなります。

(中略) 国家が自分の目的のために政治的プロパガンダを目指すことを要求するならば、それは、決して善いことではありません」²¹⁾

しかし、一方で、ドイツにおける大学でも認識しているところであるが、新しい大学の設立とそれに伴う学術予算の拡大、大学教育の大衆化などといった大学をめぐる現実的なさまざまな状況の変容が、ヤスパースの示すような大学のあるべき理想を成立し難くしていることも事実である²²⁾。ただ、政治的な流れから軍事的安全保障研究を推進するような施策が整えられてきている現状では、国の統治の根本的な規範である憲法に保障された大学という組織について、大学自身もまた社会の側も、改めてそのあるべき姿を問い直す状況にあるのではないだろうか。その場合に国家と大学の関係について、何が国際的社会にとって善きことなのか、そのために選ぶべき国家のあり方を原則に立ち戻って考え直す必要がある。

4.3 軍事的安全保障研究に関する主な論点の整理

表1は安全保障技術研究推進制度の是非をはじめとする軍事的安全保障研究の是非について論じている複数の著作の否定的意見と肯定的意見の主な論点を整理したものである。特に、No.3～5の論点については日本学術会議のインパクト・レポート²³⁾において示された論点をそのまま記載したものである。また、No.2～5については結果的にNo.1の論点に関連する意見もある。全般に軍事的安全保障研究を推進しようとする立場について理由を示して否定する意見を著した出版物が多い。なお、No.ごとの横罫は、同じ著作の中の記載や異なる著作でも類似の意見を示しているものをまとめており、肯定派と否定派の意見を左右で対比させている。

まず、表1のNo.1の「安全保障技術研究推進制度の是非」についての論点であるが、学問の自由への介入、研究の公開性などの懸念があるとする意見に対し、防衛装備庁の方では公表の制限をしないなどの対応を取っている。しかし、そもそも同制度の目的は防衛分野での将来における研究開発に資することを期待しているため、否定的意見では懸念が払しょくしきれていない。また、肯定派の意見では学問の自由という観点から研究者自身の意思を尊重すべきという意見もあるが、そもそも学問の自由とは国家権力から弾圧や禁止をされない自由であって¹⁷⁾、かつ、現代では真理の探求が無制限に許されるわけではなく、研究者に倫理的な態度が要請されるということが常識となっている。また、懸念すべき状況が生じた時点で研究を止めればよいという意見に対しては、一旦資金を受領してしまえば決定権を研究者が握ることができず、教員や学生が知らないうちに軍事協力の役割を果たしていくこととの懸念が示されている。さらに、日本は防衛装備をアメリカから購入又はライセンス生産しており、防衛産業の低迷を指摘する意見もあるが、そもそも米軍の軍縮を進めるべきであり、安全保障技術研究推進制度は廃止すべきとの意見がある。

表1のNo.2の「国及び国民の安全・安心」の論点については、現状では総合的な安全保障の基盤となる科学技術力の強化が必要とする意見がある一方で、核時代の科学者として、軍事的研究・開発を未然に防ぐことの方が必要であるとする意見がある。興味深い事例と

表1 軍事的安全保障研究の主な論点の整理

No.	論点	否定的意見	肯定的意見
1	安全保障技術研究推進制度の是非	<ul style="list-style-type: none"> 研究の方向性・秘密性の保持をめぐる政府の研究者の活動への介入(進捗管理)の懸念など学問の自由の問題 デュアルユース/攻撃・自衛の区別困難で、出口管理が困難なので入口で慎重な判断を 研究の公開性への懸念 大学等は適切性について技術的・倫理的審査制度を設置すべき 民生的な研究資金の充実が必要¹³⁾ 応募した大学等は、声明をどのように受け止めたか、また、検討段階の事例などを積極的に説明・公開すべき²³⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の公表は制限しない 研究成果を秘密に指定しない 調整、助言、不正時の指導は行うが研究内容に介入しない^{9,10)}
		<ul style="list-style-type: none"> 憲法23条は、国家権力が学問研究、研究発表、学説内容などの学問的活動とその成果についてそれを弾圧し、あるいは禁止することは許されないことを意味する¹⁷⁾ 責任のない自由は存在せず、研究の自由の特権とは国家が学者に何を研究すべきか指示しないが、認識行為の外的責任を免れさせることもしないということ²⁴⁾ 科学技術と社会・自然環境との関係を広い視野から理解し、適切に行動することは科学者の責務²⁵⁾ 「科学者」は、もはや、誰に対しても責任を取ることを求められず、「真理」のためにと称して、自分の同僚だけのために論文を書くことを行動様式とするような研究者であることを許されない。社会と人類とに対して責任を持つことをその倫理として確認し、そのことに向かって「研究」を行うことを誓約することが、研究者の資格として容認されることになる¹⁸⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> 学問の自由があり、研究者の自主的な応募を尊重すべき⁸⁾
		<ul style="list-style-type: none"> 知らないうちに軍事協力という役割を果たすことが当たり前になる。学生も軍学共同の手伝いをさせられる²⁶⁾ 一旦研究資金を受け取ってしまえば研究者が決定権を握ったままでいられるはずがなく、後になればなるほど引き返しは著しく困難となる²⁷⁾ どんな軍事兵器も完成した時点で研究者の手を離れ、100%政府のものになり、どんな危険な使い方をされようとも開発当事者は手を出せなくなる²⁸⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> 研究資金の提供元に過度にこだわる必要はなく、懸念すべき問題が顕在化すればその時点で研究者が止めて引き返せばよいだけで、その決定は常に研究者の判断に任されている²⁷⁾
		<ul style="list-style-type: none"> 軍事研究と非軍事研究の区別ができないので、①軍の施設で研究しないこと、②軍からお金をもらわないことが最低限のモラル。また、現代では入口管理だけでは不十分で、出口管理する組織(e.g. NSABB)も必要。社会の中に具体的な仕組みを構築する²⁹⁾ 軍事研究は本質的に人殺しにつながるので人道に反する³⁰⁾ 	
		<ul style="list-style-type: none"> アメリカのメーカーから日本のメーカーへの技術移転が主たる技術獲得ルートであり、日本のアカデミアの技術研究における兵器開発への貢献は基本的に必要としておらず、その状況は現在も変化していない。仮に軍事活動が必要悪だとすれば不必要な事業は単なる悪である。米軍の軍縮を進めるのが最も重要で、安全保障技術研究推進制度は廃止すべき³⁰⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の主要装備はアメリカから購入・ライセンス生産したもので、防衛産業が低迷している³⁰⁾
2	国及び国民の安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> 核時代の科学者として、わが国における軍事的研究・開発の本格化を未然に抑え、科学と技術をすべての人の知的発達と幸せに役立たせる道を追求するべき³¹⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な安全保障の基盤となる科学技術力を強化³²⁾
		<ul style="list-style-type: none"> 人を殺傷するのが目的の兵器であるにもかかわらず、「人道的」であるはずがない⁸⁾ かつて毒ガスの研究者は研究環境や地位保全のために通常兵器より毒ガスの方が人道的であると主張 もしすべての科学者が反対するならば、戦争は不可能であろう 忽然とあるいは徐々に戦争を目的とする科学に変質する機微に重大性がある。その機微の構造が明らかになって対処しうる条件が学問の中にあるか政治の中にあるか語られることが望ましい²⁹⁾ 	

3	「自衛」目的か否かが判断基準となりうるか／非攻撃的、防衛的な兵器・装備の研究なら許されるか	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛の概念は拡張され、研究目的が自衛とされているかを、研究適切性を判断する基準とすることは困難 ・兵器・装備の表見的な開発目的が防衛的とされているか否かを、研究適切性を判断する基準とすることは適切でない²³⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ・専守防衛が国是となった日本であり、防衛(自衛)のための研究は直接の戦争目的ではないから許容される²⁶⁾
		<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究と軍事研究の線引きができない以上、より微妙な防衛研究と軍事研究の線引きができないことは論理的帰結であり、研究資金提供元がどこなのかにより基礎研究と軍事研究の線引きをするのが最も明快だ²⁷⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の用途は使用者が決める。大学などの研究機関が行うのは兵器研究・武器研究ではありえない。日本として総力を挙げて技術研究、技術開発を進める必要がある³³⁾
		<ul style="list-style-type: none"> ・防衛技術は必ず攻撃のための軍事技術とセットとなっており、それらは互いに競い合ってエスカレーションしていくのが常²⁶⁾ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・自衛を完璧にしようとするのは相手国に出かけていくという攻撃的な側面を必然的に内包する ・相手国には攻撃的なものに映る ・武器・兵器の概念を明確にする必要がある²⁹⁾ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・すべての戦争は「自衛」を口実として始まった。侵略戦争ですら「自衛のため」に開始された²⁶⁾ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・国際紛争や国家間の対立は交渉と話し合いによって解決すべき⁸⁾ 	
4	基礎的な研究ならば問題ないか	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛関係機関から資金を得て行われる研究は、基礎研究とされていても軍事的安全保障研究の一環と考えられ、基礎研究であることをもって、一律にその研究適切性を推定することは適切ではない²³⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分に統制されるべきは基礎科学者ではなく軍の方だ²⁹⁾
		<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究と応用研究の関係は相対的で境界が明確ではない→利用の場面で管理・統制が必要²⁹⁾ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・安全保障技術研究推進制度は学術を防衛装備の開発に協力させる「目的基礎科学」で、学術の本来の役割に歪をもたらす³⁴⁾ 	
5	研究成果が民生にも利用できれば問題ないか	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの技術がデュアルユース性を持つと考えられるので、デュアルユース性は研究の適切性の判断の基準とは必ずしもならない²³⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果は広く民生分野にも貢献し得る²⁾
		<ul style="list-style-type: none"> ・汎用性が高い研究分野について軍事的な研究資金で研究しなければならない理由は特にない³⁵⁾ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・異なる価値基準・異なる組織で統制すべき複数の活動を一つの組織に同時に担わせることは、ほとんどは経済的効果の獲得に失敗する。経営学的には不適切³⁶⁾ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・デュアルユースという言葉で軍事的R&Dは膨張し続け、その先には日本版軍産複合体がある³⁷⁾ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・軍事転用は民生利用の可能性を狭める²⁶⁾ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・デュアルユース概念はもたらされる結果に責任を取らない政策的概念である³⁴⁾ ・民生利用は逃げ口上⁸⁾ 	

して、かつて毒ガスの使用を禁止したジュネーブ議定書(1925)が、提案国であったアメリカにおいて、毒ガスの研究者の反対により当該条約を批准できなかったというものがある。科学者共同体の地位や利益を守る動機が働き、通常兵器より毒ガスの方が生存率が高く「人道的」と強調したという²⁹⁾。科学者も一度資金を提供されて組織ができ、個人個人の生活がかかってくるということになると、倫理よりも自らの生存や自らが所属している組織の存続が重要になってくるという実例である。安全保障技術研究推進制度否定派の、資金の入口管理が必要であるという意見の根拠となる事例の一つでもある。

表1のNo.3「自衛」目的か否かが判断基準となりうるか／非攻撃的、防衛的な兵器・装備の研究なら許されるか」の論点については、自衛(防衛)のための研究であれば許容されるという意見に対して、自衛の概念は拡張され、線引きが困難であって、判断基準と

はなりえず、したがって研究の適切性も判断できないというものや、そもそも国家間の対立は交渉と話し合いを行うのが道理であるという意見がある。

表1のNo.4の「基礎的な研究ならば問題ないか」の論点については、基礎研究であっても防衛関係機関からの資金提供は当然ながら軍事的安全保障研究の一環であり、学術本来の役割に歪みをもたらすとして否定する意見がある。肯定派には基礎研究を行う科学者ではなく軍の方が制御されるべき対象であるとする意見があるが、否定派において、基礎研究と応用研究の境界が不明確であり、かつ、利用の面での一層の管理・統制をするべきとの意見がある。

表1のNo.5の「研究成果が民生にも利用できれば問題ないか」の論点については、研究成果が民生分野にも貢献し得るとして肯定的な意見がある一方で、そもそもほとんどの技術はデュアルユース性を持つと考えられ、研究の適切性の判断基準にならず、汎用性の高い研究分野について軍事的な研究資金で研究しなければならない理由は特になくとする否定的な意見がある。また、民生分野と軍事分野という異なる価値基準と組織で統制すべき活動を、一つの組織に担わせるということは経営学的にみても失敗するという意見もあった。

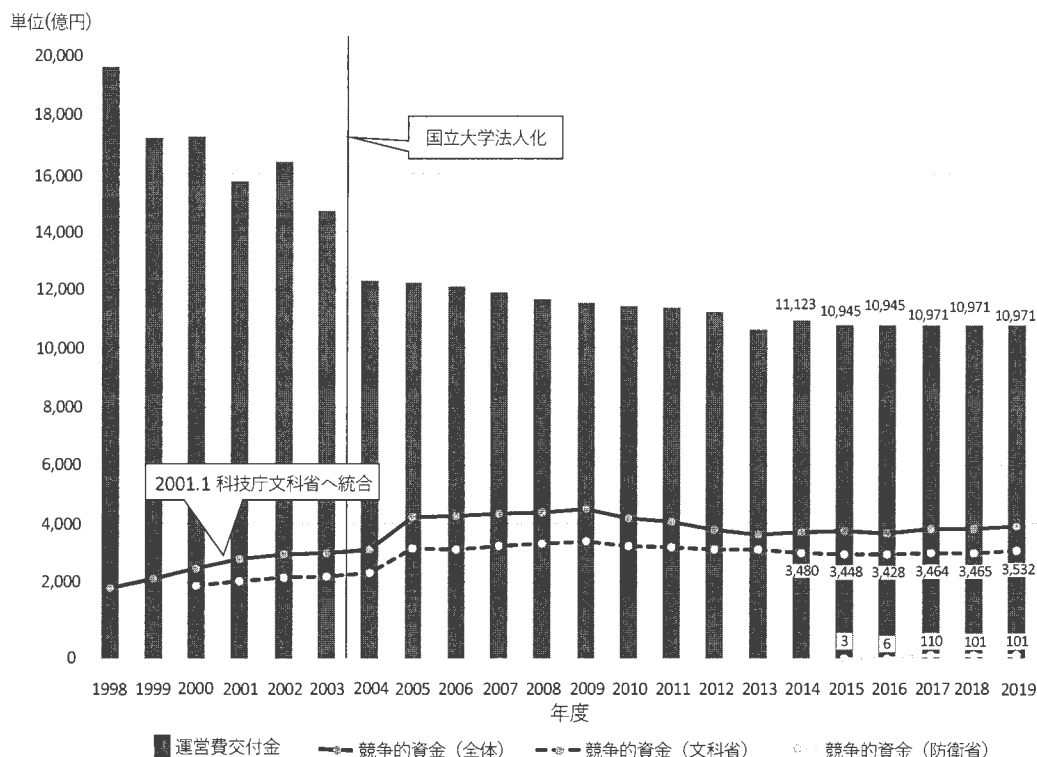
4.4 軍事的安全保障研究と大学や研究者の取るべき態度

前節で軍事的安全保障研究の主な論点についての肯定派及び否定派の意見の整理を行ったが、否定的立場に立つ場合の軍事的安全保障研究に対し大学や研究者の取るべき態度を判断するうえで、特に重要であると考えられる点は以下のとおりである。

(1) 大学の基盤的研究費の充実

軍事的安全保障研究が議論となっている背景には、3章に示した日本の安全保障に関する政治的な動向があり、このため政府が学術研究を軍事的安全保障研究に誘導するために安全保障技術研究推進制度を発足させたことは明らかである。ヤスパースの『大学の理念』は学問の本質への問いで始まったが、現実的には「経済的基礎」で終わる恐れがある。「道は、下方へと降りてきた」が、経済的基礎は「精神的生命の実現にとっては前提」となるのである²¹⁾。現在日本で行われている軍事的安全保障研究の議論の最も重要な問題は、やはり研究費の問題であると考えられる。

図6は日本の国立大学の運営費交付金と国の競争的資金の推移である³⁸⁻⁴²⁾。日本の基礎研究を底支えてきた国立大学の基盤的な資金である運営費交付金が国立大学法人化前から減少していき、近年は研究テーマをあらかじめ設定して誘導するような競争的資金が増加したほか、運営費交付金の一定率を削減し、それを機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し重点支援配分する仕組みを導入したり、また、2019年度は評価に基づく配分額を1,000億円に拡充するなど、基盤的経費の財源が年々減少している状況である。また、竹内によれば、「2022年度から始まる第4期中期目標期間において、「評価に基づく配分」の仕組みを運営費交付金全体に広げるといふ政府の方針に対しても、「衝撃的」、「国立大改革は04年度の法人化以降で新たなヤマ場を迎える」など、その影響の大きさを指摘する声がある⁴³⁾という状況になっている。一方で、2015年から開始された防衛装備庁の競争的資金である安全保障技術研究推進制度は徐々に金額を増加させ、2020年度の概算要求では108億円(閣議決定後101億円/前年度要求額103億円)となっている⁴⁴⁾。この実態は、政府が大学に国の意向・政治の動向に合わせた研究を行わせるべく進めてきた結果であるといえる。



- ※ 2017年度運営費交付金には、国立大学法人機能強化促進費（45億円）を含む。
- ※ 2018年度運営費交付金には、国立大学法人機能強化促進費（89億円）を含む。
- ※ 2019年度運営費交付金には、評価に基づく配分（1,000億円（内訳：成果にかかわる配分700億円、機能強化促進分300億円））を含む。
- ※ 運営費交付金のグラフは、2003年度以前は国立学校特別会計の一般会計からの受入額であり、国立大学以外も含まれる。

図6 国立大学の運営費交付金と国の競争的資金の推移

そもそも、防衛省内で研究不可能な技術を民生分野の技術から取り込もうとするのであれば、まず、国の大学をはじめとする民生分野への研究資金の投資を行うべきである。防衛省で利用するという目的のための技術開発に防衛省を通じて研究開発資金を大学等に提供するという事は明らかな軍事的研究への研究者の誘導であり、ヤスパース流に言えば国家と大学を恣意的な関係に陥らせることになる。レペニースによれば、ヤスパースが経験した時代の大学では、「学者たちは順応するか、沈黙するか、協力するか、亡命するか、組み入れられるか追放されるか。(中略)各分野は規制され、歪められ、知的に弱められたが、利用できる知識を生産し続けた、心理分析や社会学は減退しつつもなお生き延びた」⁴⁵⁾という状態であった。日本の大学の現状はこれほどひどくはないと感ずるかもしれないが、世界的に見れば経済政策の失敗や情報統制（加えて現代ではフェイクニュースの恣意的流布）、言論統制、政治家の汚職などを背景に、戦争や紛争がいたるところで絶えず生じており、軍事的な勢力が台頭する状況は簡単に生じ得るものであることは周知の事実である。戦後の日本の学術界では、「軍事研究にはいっさい従事しない」という決意、もしくは

は「できるものなら軍事研究に関わりたくない」という思いは、多くの研究者に共通するものだったろう²⁹⁾と杉山が指摘するように、大学の研究者も、文部科学省の研究費が十分にあれば、防衛省の研究費を使用する理由はない。大学における研究のために科学技術の振興をつかさどる文部科学省に予算を配分するのは当然であって、軍事的安全保障のための活動をその目的としない大学が、防衛省の予算を受領して研究を行うことは、大学の理念に反する行為といえる。すなわち、大学や文部科学省は文部科学省への予算配分を通じた大学への研究費を充実させるよう働きかけることが重要であって、それが大学本来の活動を全うするための源泉であることを政府に理解させるように努めなければならない。また、政府も根本的な大学の役割を十分理解したうえで予算配分を決定するべきである。前節に、科学者も一度資金を提供されて組織ができ、生活もかかってくるということになると、自らの生存や所属組織の存続が重要になってモラルがおろそかになってくるといふ事例を挙げたが、状況が問題となった時点で引き返せばよいと考えて軍事的安全保障研究を進めることは危険である。軍事的安全保障研究以外の研究であっても、一般に、競争的資金のような時限付きの研究費は研究不正を起す要因となると考えられており⁴⁶⁾、軍事的安全保障研究における時限付きの研究費配分は科学者のモラルを一層危うくさせる可能性がある。

(2) 軍事的安全保障研究に関する倫理教育の充実

調査によれば、若手研究者ほど安全保障技術研究制度に対する応募に肯定的な者が多いという⁴⁷⁾。一方、現在行われている研究者の倫理教育は、捏造・改ざん・盗用などの研究不正や研究費不正使用の問題などに重点が置かれており、軍事的安全保障研究に対する科学者としての態度についてはほとんど語られることがない。例えば、日本学術振興会の科学研究費補助金を受領するためには、研究倫理教育の受講が義務付けられており、その公募要領には、「交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eLCoRE])、APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) 等) の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること⁴⁸⁾とある。しかし、これらの羅列されているテキストには軍事的安全保障研究そのものに対する科学者の態度についての言及はない。このため、軍事的安全保障研究にどのような態度をとるかは研究倫理における基本的問題の一つであることを、若手研究者を始めとする研究者に認識させるため、「マンハッタン計画」などの一連の歴史的事実を踏まえた科学者としての倫理教育を充実・義務化させるべきである。文部科学省や日本学術振興会などは軍事的安全保障研究に対する科学者としての倫理を含むテキスト作成を支援し、歴史的事実を踏まえて常に自らの科学研究の結果の危険性について吟味し、それについて積極的に情報発信をするような科学者を育成することが重要である。芦田が「日本は未来の世界で起きることが予想される事故を経験していること、そして高齢化社会といった状況に見舞われており、これから生じる多くの課題を解決する科学・技術、政治手法によって、世界に役立つことが、世界から期待されているかもしれません⁴⁹⁾と指摘しているように、日本の科学者には特にこのような役割が重要であるといえるだろう。

(3) 軍事的安全保障研究に関する出口管理のための組織形成と防衛装備庁の説明責任

軍事的安全保障研究に反対する科学者は多いが、しかし、現実にはすでに安全保障技術研究推進制度の資金は大学等の研究機関に提供され、またこれら以外にも実際に大学と防衛省や米軍との様々な協力関係は進められている²⁶⁾。さらに、もともとは軍事的な目的ではなかった研究の成果であっても、軍事利用される場合がある。このような現状を踏まえると、まず、すぐにでも取り組めることとして、研究成果について、研究者自身やその研究成果が社会に与える影響を評価できる研究者などが、当該成果が軍事利用されることにより社会に悪影響を及ぼすと判断する場合は、その危険性をアウトリーチ活動や研究資金配分機関に対する通報などによって警告することは可能である。しかし、個人の活動だけでは波及効果があまり期待できないため、杉山²⁹⁾が指摘するように、科学的研究成果の軍事的な使用に関して検討する組織が日本にも必要であると考えられる。これは、軍事関係者も民間の科学者も一緒になって倫理的問題を含めて検討するという組織である。杉山は、一例として、インフルエンザウイルスを哺乳類の間で感染できるよう適応させた研究に関する論文の一部削除を勧告したアメリカのバイオセキュリティ国家科学諮問委員会(National Science Advisory Board for Biosecurity (NSABB))をイメージした組織を挙げているが、科学者が専門家として研究成果の利用に関する出口管理に関与していくことは重要であると考えられる。NSABBは、分子生物学、微生物学、感染症、バイオセーフティ、公衆衛生、獣医学、植物防疫、国家安全保障、生物防衛、行政官、科学出版及びその他の関連分野を含む幅広い専門知識を持つ最大25人の投票権を持つ委員で構成されている⁵⁰⁾。また、その一方で、最終的には非専門家を含めた市民が議論できるように、社会的な議論の土台に乗せるということの必要性も指摘している²⁹⁾。科学研究の成果の利用に関して、科学者も防衛関係者も、各分野の専門家を集めて、総合的、客観的かつ良心的な検討を行い、また、市民の実践的な議論への関与を促していくことが重要であり、専門家集団の議論の場と市民の議論の場の形成が必要であると考えられる。

また、こうした組織形成の前提として、安全保障技術研究推進制度については、防衛装備庁は、それぞれの募集テーマが目指す将来の装備構想を正直に明確に公表するべきであり、かつ、テーマ決定のための聴取対象者である防衛装備庁の約6,000人の研究者から、当該研究の成果がもたらす可能性のある関係リスクについても聴取し、併せて公開するべきである。安全保障技術研究推進制度公募要領では、提示された公募テーマにはそれぞれ「研究テーマの概要及び応募における観点」が記載されているが、その内容は「温室効果ガスや騒音の抑制等」や「自動運転技術や農作業の無人化技術等」などの記述⁹⁾によって民生部門でも有益な技術であることが強調されており、本来の防衛装備のための募集意図が具体的に明記されていない。募集要項において、「研究成果は広く民生分野で活用されることを期待しています」⁹⁾とし、研究成果の公表の制限や秘密の指定はしないという前提なのであれば、当該研究成果についての将来の防衛構想や成果から生じる可能性のあるリスクを公表するのは防衛装備庁の当然の責務である。科学技術振興機構が資金配分機関に対して、「デュアルユースの懸念を検証し、予め対応策を検討・提示しておくことが望ましい。(中略)研究開発の成果の受益者となる国民に対し、公的資金を用いた研究開発におけるデュアルユースジレンマとその対応策について説明責任を果たすという観点から、情報発信やリテラシー向上の機会を設けることも重要である」⁵¹⁾と提言しているが、防衛装備庁の

公募研究事業だけがこの提言の対象から除かれるということに合理的理由はない。このような軍事目的や研究成果から生じ得るリスクの具体的な情報を、研究者、専門家、市民が共有して初めて良心的な議論が可能になるといえる。

(4) 研究者コミュニティの強化

そもそも「軍事的安全保障研究に関する声明」を発した日本学術会議は、3.1にも述べたとおり、「学者の国会」と称され、1949年の創設当初の日本学術会議法（昭和23年法律第121号）によれば、大学卒業後2年以上の研究者などによる選挙によって民主的に選ばれた210人の会員から成る内閣総理大臣の所轄の組織であった。1949年1月22日の第1回総会の「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明（声明）」によれば、戦時中に科学者が軍に協力してきた背景から、「われわれは、これまでわが国の科学者がとりきった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである」⁵²⁾と宣言している。一方、その後現在に至るまで、日本学術会議が弱体化しているという経緯が蔵本の著作に詳しい。蔵本⁵³⁾によれば、科学技術への需要が急激に増大する背景の中で、政財界が強力な科学技術行政機関を設ける必要性を感じ始め、1955年に科学技術庁を創設するとともに、1959年に科学技術会議設置法（昭和34年法律第4号）により総理府の附属機関として科学技術会議を設置し、内閣総理大臣が同会議に科学技術一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立や科学技術の長期的かつ総合的な研究目標の設定に関することを諮問することになる。議長は内閣総理大臣、議員は大蔵大臣、文部大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官、内閣総理大臣が任命する有識者3人などで、科学技術推進の主体が科学者から国家権力に移行した。しかし、日本学術会議は会長が同会議に加わることで了承してしまった。また、1967年には文部省設置法の一部改正により、学術に関する重要事項を調査審議するための文部大臣の諮問委員会である学術審議会（構成員は文部大臣が任命した学識経験のある者30人）が設置され、本来は日本学術会議が取り扱ってきた課題が同審議会に移行された形となった。2001年1月の中央省庁再編に伴い、科学技術会議は総合科学技術会議となって内閣府に設置され、学術審議会は航空・電子等技術審議会等のその他の審議会を整理・統合する形で統合され、新たに科学技術・学術審議会として文部科学省に設置された。さらに、総合科学技術会議は、2014年に総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）に名称変更され、構成員も現時点で議長の内閣総理大臣のほか6人の閣僚と7人の有識者（内閣総理大臣が任命）及び日本学術会議の長となっている。このような背景の中で、2.1で言及したように、CSTIが司令塔となって策定される「科学技術イノベーション総合戦略」に、2015年度以降防衛省の役割が明記されるようになる。

この間、日本学術会議自体も、変化する²⁶⁾。1985年には会員選出法を選挙ではなく登録学術研究団体からの推薦制度にし、2005年には現会員の推薦制度に変更する。研究予算を差配する権限を持つCSTIに比較すると、日本学術会議は極めて脆弱である。このような状況を、前述の蔵本は1969年の段階ですでに「この過程は一言で言えば科学が体制化されてゆく過程に対応したものであり、民主化は唱えても社会構造に緊密にとり込まれ腐敗した科学と科学者自身の存立基盤に対する根本からの批判を行なうことができないままに科学者もまたずるずると支配体制の中にとり入れられていった過程であると云えるだろう」⁵³⁾と評している。研究者コミュニティの強化もまた、重要な課題である。

科学者の倫理に支えられた議論が自由にできて、かつ、発信力を持ち、人々の生活に意味のある提言や声明を発表していく責務を果たすため、日本学術会議法の前文にしたためられた「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」とするという創設当初の初心に立ち返って活動を活発化することが必要である。そのために、独立した学術団体として、民主的な会員選出改革など、地道な手法によって強化を図っていく必要がある。

5. まとめ

政治的背景から防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度が 2015 年に発足したことを受けて、日本学術会議は軍事目的の研究を行わないとした過去の声明を継承しつつ、各研究機関に軍事的安全保障研究と見なされる研究の審査制度を設けることを要請した。現状では、研究活動を活発に行っている大学・大学共同利用機関の 6 割程度に審査制度が整備されつつある。安全保障技術研究推進制度への応募をどのように受け止めるかということはそれぞれの大学で異なるが、安全保障技術研究推進制度には事実上応募しない方針を打ち出している大学もいくつかある²³⁾。関係する著述の論点整理を行うと、自衛目的であればよいのか、基礎研究ならばよいのか、デュアルユースならばよいのか、といった個別の論点が浮かび上がるが、それぞれの論点ではそもそも人を殺傷するのが目的であるような軍事的安全保障研究は行うべきでないとする根本的な命題と、それはわかるが世界の紛争状況をみれば軍事的安全保障研究が必要であるとする現実的な主張が衝突している状況であって、論争のレベルが異なり、賛否両論の収束を見るのは困難な面もある。しかし、論争の契機となった安全保障技術研究推進制度の発足は、大学教員を含む科学研究者の軍事的安全保障研究への政策的誘導であり、大学としては、その存在意義の面から、同制度を始めとする軍事的安全保障研究への関与については表面的な議論ではなく、深い検討が必要である。結論として、大学における安全保障技術研究推進制度を始めとする軍事的安全保障研究を行うべきではないという観点から、重要な提言として次の 4 点が挙げられる。

- ① 一度、軍事的安全保障研究の資金が提供されると、人間は自己保存と組織保存を第一に考えてモラルがおろそかになる。大学の科学研究費を削減して防衛省の科学研究費を増大させるのではなく、大学の基盤的研究費を充実すべきである。それが、いずれは、国家のために貢献することになる。
- ② 特に若手研究者を中心にマンハッタン計画などの歴史的事実を学べるよう軍事的安全保障研究に関する倫理教育の充実・義務化を推進すること。
- ③ 現実には軍事的安全保障研究に携わる大学の科学者はすでにおいて、今後も防衛省の予算の増加に伴って、軍事関係の研究成果も増加するものと考えられる。また、もともとは軍事的な目的ではなかった研究の成果であっても、軍事利用される場合がある。このため、大学の研究者を含む専門家と軍事関係者の、科学的研究成果の利用に係る良心的な検討組織を設置することが求められる。また、このような検討においては、市民を実質的な議論に巻き込み、その意見が反映されるような仕組みとすべきである。そして、安全保障技術研究推進制度の公募テーマの議論においては、防衛装備庁はそれらのテーマを設定した本来の装備構想とその将来のリスクについての検討結果

を公表すべきである。

- ④ 科学者の倫理に支えられた議論が自由にできて、かつ、発信力を持ち、人々の生活に意味のある提言や声明を発表していく責務を果たすため、日本学術会議は、日本学術会議法の前文にしたためられた「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」とするという創設当初の初心に立ち返って活動を活発化することが必要である。そのために、独立した学術団体として、民主的な会員選出改革など、地道な手法によって強化を図っていく必要がある。

参考文献

- 1) 日本学術会議：声明「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017.3.24）
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-s243.pdf>
- 2) 阿曾沼剛：防衛省によるデュアルユース技術取り込みのための新たな仕組み「安全保障技術研究推進制度」の創設について、CISTEC Journal、No.160,11,11,17, 13, 17（2015）
- 3) 国家安全保障会議決定・閣議決定：平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱、p. 25（2013.12.17）<https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2014/>
- 4) 国家安全保障会議決定・閣議決定：中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）、p. 19（2013.12.17）<https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2014/>
- 5) 防衛省：防衛生産・技術基盤戦略～防衛力と積極的平和主義を支える基盤の強化に向けて～、p. 13（2014.6）<https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisakuseisan.html>
- 6) 閣議決定：第 5 期科学技術基本計画、p. 21（2016.1.22）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>
- 7) 防衛装備庁：安全保障技術研究推進制度 本制度の概要
<https://www.mod.go.jp/atla/funding.html#leaflet>
- 8) 池内了：科学者は、なぜ軍事研究に手を染めてはいけないか、pp. 143-180, 207, 68, 213,201、みすず書房（2019）
- 9) 防衛装備庁：令和元年度安全保障技術研究推進制度公募要領（2 次募集）、pp. 7-28,15,36,40,4（2019.9）<https://www.mod.go.jp/atla/funding/koubo.html>
- 10) 防衛装備庁：安全保障技術研究推進制度のご案内（2019.11）
https://www.mod.go.jp/atla/funding/leaflet_r01.pdf
- 11) 日本学術会議：戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）、（1950.4.28）、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/01-49-s.pdf>
- 12) 日本学術会議：軍事目的のための科学研究を行なわない声明（1967.10.20）
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/04/07-29-s.pdf>
- 13) 日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会：軍事的安全保障研究について（報告）、pp. 1-6, ii-iii（2017.4.13）<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-h170413.pdf>
- 14) 日本学術会議科学者委員会：日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」についてのアンケート結果報告、pp. 1, 7, 13, 15（2018.9.22）
<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/gunjianzen/index.html>

- 15) 防衛装備庁：安全保障技術研究推進制度 応募状況及び採択課題について（平成 27 年度～令和元年度 2 次募集）<https://www.mod.go.jp/atla/funding/kadai.html>
- 16) 朝日新聞：2014.9.23（朝刊、15 面）、2015.8.6（朝刊、23 面）、2015.9.26（朝刊、5 面）、2016.3.16（朝刊、3 面）、2016.3.17（朝刊、3 面）など
- 17) 芦部信喜（高橋和之補訂）：憲法 第 4 版、pp. 159, 161, 161、岩波書店（2007）
- 18) 村上陽一郎：科学者とは何か、pp. 39, 108, 179-180、新潮選書（1994）
- 19) 内井惣七：科学の倫理学、pp. 41, 91, 85、丸善（2002）
- 20) ラッセル・アインシュタイン宣言（日本パグウォッシュ会議訳）（1955.7.9）
<https://www.pugwashjapan.jp/russell-einstein-manifesto>
- 21) カール・ヤスパース（福井一光訳）：大学の理念、pp. 221, 12, 189, 195, 219、理想社（1999）
- 22) ヘルマン・リュッベ（赤兎弘也訳）：学問の価値の変遷における大学、「大学の理念」（玉川大学出版会）、pp. 131-133（1993）
- 23) 日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会：（声明）「軍事的安全保障研究に関する声明」インパクト・レポート（改訂版）、pp. 13-14, 11, 12, 12, 11-12, 7（2017.9.22）
<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/anzenhosyo.html>
- 24) クラウス・ミヒャエル・マイヤー・アビッヒ（赤兎弘也訳）：公共の利益における大学の理念、「大学の理念」（玉川大学出版会）、p. 39（1993）
- 25) 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編：科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー、p. 5、丸善出版（2015）
- 26) 池内了：科学者と軍事研究、pp. 88, 67, 82, 176, 84, 108-122, 56-65、岩波新書（2017）
- 27) 須藤靖：「学術のために」という視点、学術の動向、22(5), 26, 26, 25（2017）
- 28) 益川敏英：科学者は戦争で何をしたか、pp. 49-50、集英社新書（2015）
- 29) 杉山滋郎：「軍事研究」の戦後史ー科学者はどう向きあってきたかー、pp. 147, 222-223, 6-7, 10, 37, 234-235, 240-241, 202, 226-227, 6-7, 215, 222-223, 247-248、ミネルヴァ書房（2017）
- 30) 吉岡斉：日本の包括的軍縮へ向けて、学術の動向、22(7), 25, 30-31, 28, 31（2017）
- 31) パグウォッシュ会議第 5 回科学者京都会議声明（1984）
<http://www.riise.hiroshima-u.ac.jp/pugwash/kyoto5.html>
- 32) 閣議決定：統合イノベーション戦略 2019（2019.6.21）pp. 93-94
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html>
- 33) 西山淳一：防衛技術とデュアルユース、学術の動向、22(5), 53-54（2017）
- 34) 兵頭友博：学術がたどった歴史から学ぶ、学術の動向、22(5), 23, 22（2017）
- 35) 杉田敦：安全保障と学術に関する検討委員会審議報告、学術の動向、22(5), 11（2017）
- 36) 佐野正博：経営技術論的視点から見たデュアルユース、学術の動向、22(5), 34-35（2017）
- 37) 西川純子：安全保障問題と軍産複合体ーデュアルユース（軍民両用技術）を考える、学術の動向、22(7), 38-39（2017）
- 38) 新谷由紀子、菊本虔：大学における研究不正の要因等に関する一考察、文理シナジー、22(1), 13（2018）
- 39) 内閣府：競争的資金制度（予算額）（平成 30 年度～平成 31 年度）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

- 40) 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会（第 71 回）及び人文学・社会科学振興の在り方に関するワーキンググループ：学術の総合的な推進方策について（最終報告）に関する主な現状について（第 3 回合同会議配付資料 2-2）、p.5（2018.12.14）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/044/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2019/01/22/1411891_06.pdf
- 41) 財務省：平成 31 年度予算政府案 文教・科学技術予算／概要
https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/
- 42) 防衛省：我が国の防衛と予算 予算の概要（平成 27 年度～平成 31 年度（令和元年度））
https://www.mod.go.jp/j/yosan/yosan_gaiyo/index.html
- 43) 竹内健太：国立大学法人運営費交付金の行方－「評価に基づく配分」をめぐる一、立法と調査、No. 413, 75（2019）
- 44) 防衛省：我が国の防衛と予算 概算要求の概要（平成 31 年度、令和 2 年度）、我が国の防衛と予算（案） 予算の概要（令和 2 年度）
https://www.mod.go.jp/j/yosan/yosan_gaiyo/index.html
- 45) ヴォルフ・レペニース（赤兎弘也訳）：ドイツの大学の理念－外からの眺望、「大学の理念」（玉川大学出版会）、p. 58（1993）
- 46) 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会：研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて－研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書－、pp. 6-8（2006.8.8）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/05/07/1213547_001.pdf
- 47) 柴田一成、土居守：安全保障と学術－日本天文学会の取り組み、学術の動向、24(6), 73-74（2019）
- 48) 独立行政法人日本学術振興会：令和 2（2020）年度科学研究費助成事業 科研費公募要領 特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究、p. 43（2019.9.1）
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/03_keikaku/data/r02/r2koubo.pdf
- 49) 芦田章：寺田寅彦考(20)－科学と政治・戦争－、文理シナジー、21(2), 170（2017）
- 50) National Science Advisory Board for Biosecurity (NSABB):
<https://osp.od.nih.gov/biotechnology/national-science-advisory-board-for-biosecurity-nsabb/>
- 51) 独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター：戦略プロポーザル「ライフサイエンス研究の将来性ある発展のためのデュアルユース対策とそのガバナンス体制整備」、p. 12（2013）
<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2012/SP/CRDS-FY2012-SP-02.pdf>
- 52) 日本学術会議：日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明（声明）（1949.1.22）、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/01-01-s.pdf>
- 53) 蔵本由紀：日本学術会議：その成立過程、機構及び歴史、物性研究、12(1),76-79, 79(1969)